

鳥取県告示第649号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画事業 倉吉市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
倉吉市大字巖城字開山、字下光源、字上光源、字下養水、字東屋敷、字細工畑、字下前田、字宮ノ前、字東中田、字西中田及び字齊ノ前の各一部